

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公表番号】特表2020-508487(P2020-508487A)

【公表日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-011

【出願番号】特願2019-544848(P2019-544848)

【国際特許分類】

G 02 B 5/128 (2006.01)

G 02 B 5/22 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

【F I】

G 02 B 5/128

G 02 B 5/22

B 32 B 7/023

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月17日(2021.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光入射面を有する再帰性反射物品であって、

再帰性反射層と、

前記再帰性反射層と比べて前記光入射面のより近くに配置されたコントラスト低減層とを含み、

前記コントラスト低減層が、前記再帰性反射基材の近赤外光再帰反射効率を、50%超、低減する、再帰性反射物品。

【請求項2】

前記コントラスト低減層が、吸収によって前記近赤外再帰反射効率を低下させる、請求項1に記載の再帰性反射物品。

【請求項3】

前記コントラスト低減層が、散乱によって前記近赤外再帰反射効率を低下させる、請求項1に記載の再帰性反射物品。

【請求項4】

前記コントラスト低減層が、バルク散乱体を含む、請求項3に記載の再帰性反射物品。

【請求項5】

前記コントラスト低減層が、表面散乱体を含む、請求項3に記載の再帰性反射物品。

【請求項6】

前記再帰性反射層がパターン化され、少なくとも第1と第2のセクションを含み、前記再帰反射率が、前記第1と第2のセクションで異なる、請求項1に記載の再帰性反射物品。

【請求項7】

前記コントラスト低減層が、パターン化され、少なくとも第1と第2のセクションを含み、前記第1のセクションが近赤外光の80%超を吸収し、前記第2のセクションが近赤外光の80%未満を吸収する、請求項1に記載の再帰性反射物品。

【請求項 8】

前記コントラスト低減層と比べて前記光入射面のより近くに又は前記光入射面からより離れて配置された可視吸収層を更に含み、前記可視吸収層が、前記可視帯域内の光の少なくとも 80 % を吸収する、請求項 1 に記載の再帰性反射物品。

【請求項 9】

前記再帰性反射物品が可撓性を有する、請求項 1 に記載の再帰性反射物品。

【請求項 10】

前記再帰性反射物品が、近赤外光により照会したときに空間的に変化するパターンを示す、請求項 1 に記載の再帰性反射物品。